

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 外1572名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(55)

(訴訟物の限定について)

2018(平成30)年5月23日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



代

同 広田次男



代

同 鈴木堯博



代

同 米倉勉



代

同 笹山尚人



代

同 渡辺淑彦



代

同 坂田洋介



代

外

## 1 被侵害利益の概要

本件訴訟は、本件原発事故とそれによる放射性物質拡散による地域汚染が、原告らの「平穏生活権」を侵害するものであることを根拠に、平成23年3月11日当時、いわき市内の居住していた住民らを原告として、一律・最低限の慰謝料を求めるものである。本件原発事故により、いわき市は、住民生活に関わるあらゆる側面において、事故前と大きく変容させられた。そのために、原告をはじめとしたいわき市民は、その平穏な日常生活が阻害され続けてきた。

本件訴訟においては、いわき地域の変容により、いわき市民が被った無形の財産的損害及び精神的損害を、いわき市民の平穏生活権侵害と構成し、かかる権利侵害に対する慰謝料請求を行うものである。

## 2 訴訟物の内容について

本件の平穏生活権（人格権）侵害による損害賠償としての訴訟物は、

- ① 上記のとおり、本件事故に基づき原告らが被った無形の財産的損害及び精神的損害であって、
- ② 原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体損害などを含まず、
- ③ 中間指針等（追補を含む中間指針と被告東電による自主賠償基準の総称）を超える無形の財産的損害及び精神的損害

に対する損害賠償（無形の財産的損害及び精神慰謝料）に限ることとする。

すなわち、本件訴訟においては、原告らいわき市民には、中間指針等で認められている損害額をはるかに超えた無形の財産的損害及び精神的損害が生じていること、つまり中間指針等で認められた損害賠償は、その被害の実相に見合った内容に至っていないことを主張立証し、その賠償を求めるものである。

なお、上記の無形の財産的損害の典型例としては、自給自足や農作物・魚介

類などの物々交換による生活費代替機能の喪失ないし低下，旧知の住民同士の相互扶助機能の喪失ないし低下，並びに自然とのふれあいの場の喪失ないし低下による損害等が挙げられる（原告ら準備書面（56）参照）。

かかる訴訟物の限定により，本件集団訴訟において，中間指針等による弁済の抗弁を省略化することができ，訴訟経済にも資するものである。

以 上